

開催エリア公募について

奈良・町家の芸術祭 はならあと 2015 エリア及び展示会場の呼び名 変更

2014 年度

- ・こあ&ぷらすエリア（こあ会場／ぷらす会場）
- ・ぷらすエリア（ぷらす会場）

↓

2015 年度

- ・こあエリア（キュレーター会場／はならあと会場）
- ・ぷらすエリア（はならあと会場）

※こあエリア／ぷらすエリアになる。（こあ&ぷらすエリアでは無くなる。）

※こあエリア内に、キュレーター会場とはならあと会場がある。（こあ会場、ぷらす会場という名称では無くなる。）

〈変更理由〉2014 年度の呼び名は一般の来場者が理解しづらかったため。

例：こあエリアの会期が終了しているが、こあエリアのぷらす会場だけ開いていると思われた。

こあ／ぷらす の呼び名が、エリアと会場、両方にあると思われた。

ぷらすエリアのみでも、こあ会場があると思われた。 など

“はならあと 2015” 開催エリアは、

こあエリア 2～3 エリア

ぷらすエリア 3～4 エリア とさせていただきます。

応募多数の場合は、参加表明書／地域プレゼンテーションをふまえて選考させていただきますので、あらかじめご了承ください。

提出書類	1) 参加表明書	(別添様式 1)
	2) 提出書類	(別添様式 2)
	3) 開催エリア地図	(様式自由)
	※会場候補建物が分かるように印を付けてご提出下さい。 ※お薦めのまち歩きルートを書き込んでご提出ください。	
	5) 団体の規約、定款等の写し、役員名簿	
	6) その他参考資料 (団体紹介パンフレット、機関紙等)	
※⑤⑥の資料の提出は過去参加団体においては不要です。 (変更事項がある場合は再提出してください。)		

上記書類を 2015 年 1 月 23 日 (金) までに提出してください。

奈良・町家の芸術祭 HANARART 実行委員会

※奈良県における来年度予算の状況により、内容が変更となる可能性があります。

「はならあと こあ」開催エリア 公募条件

〔提出書類〕

- ・参加表明書（別添様式1）
 - ・添付書類（別添様式2）（下記の3項目について記載いただきます。）
- 1) “奈良・町家の芸術祭 はならあと 2015”を担当エリアで開催する意義・目的について
※意義・目的…“はならあと 2015”を何のために開催するのか、どのように「まちづくり」に活かしていくのか、
具体的にご記入ください。単なるイベントではなく、継続的な「まちづくり」の一環として
取り組むことが可能かどうか、協議させていただきたいと考えています。
 - 2) 現代アート、参加キュレーターに対して地域が期待すること
 - 3) 地域団体における“はならあと”の実施体制

〔ヒアリング 及び 地域プレゼンテーション〕

参加表明書と添付書類をふまえ、はならあと事務局よりヒアリング（1月下旬頃）を行い、
必要に応じて役員会にてプレゼンテーション（2月上旬頃）を行っていただきます。

〔募集に関する条件〕

- ・2014年度の“はならあと こあ”開催エリア（奈良きたまちエリア、郡山城下町エリア、生駒宝山寺参道エリア）
すべてに足を運んでいること。
- ・活用したい空き町家があること。（はならあとの展示会場として使用できるもの。）

〔受け入れ団体の体制に関する条件〕

- ・応募の際に、はならあと運営スタッフ名簿を提出すること。
- ・①統括 ②アーティスト・町家オーナー対応担当 ③広報物用情報収集担当
上記、3名以上の各担当スタッフがいること。（エリア担当まちづくり団体所属で無くても良い）
- ・広報物の情報締切を責任を持って統括し、事務局と連絡をこまめに取れる体制であること。
- ・はならあと会場の展示方法やバランスの調整、アート面でのサポートをするアドバイザー（実行委員会で用意）と調整できる体制であること。

〔広報に関しての条件〕

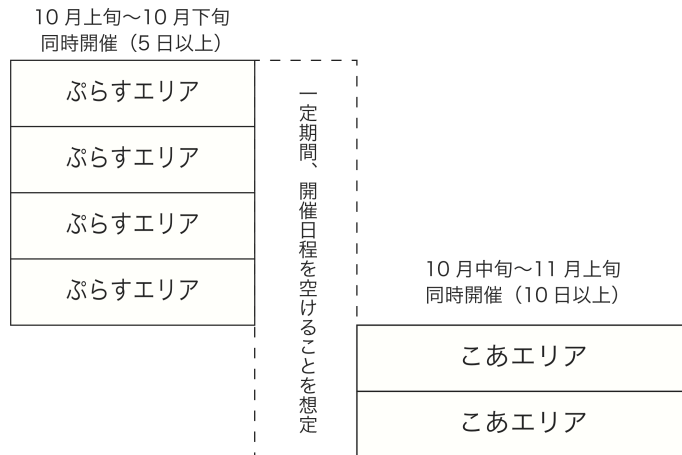
- ・地域独自で制作する印刷物に対し、実行委員会から配布するデザインコードを守ること。
- ・ガイドマップ／ホームページ制作にあたり、事務局から指示のあった情報提出期限を必ず守ること。
（※ 期限が過ぎた場合、掲載されません。）
- ・地域独自で制作した印刷物は、最終入稿前に事務局の確認を得ること。
- ・広報物に掲載された際は、事務局まで報告を入れること。

[会場／開催期間／時間に関する条件]

- ・原則8つ以上（キュレーター会場含め）“はならあと”の会場があること。
- ・キュレーター会場を2つ用意できること。
- ・実行委員会で指定する会期（下記「会期イメージ」を参照）に合わせて、10日間以上開催できること。

（各エリア相談の上開催日を検討し、こあエリア、ぶらすエリアそれぞれ会期を統一する予定です。）

※会期イメージ ぶらすエリア：10月上旬～10月下旬 / こあエリア：10月中旬～11月上旬（予定）



- ・飲食店が会場になる場合を含め、原則、“はならあと”全体の開催日程及び開場時間に合わせて、全ての会場をオープンできる状況にすること。
- ・飲食店が会場になる場合、原則、飲食しなくても展示閲覧が可能であること。

[運営に関する条件]

- ・外からアーティストを呼ぶ際は、必ず公募を行うこと。
- ・週末（金土日）に、受け入れ団体等のガイドによる「まち歩きツアー」を企画、実施すること。
（“はならあと”実施後の継続も視野にいれて企画をすること。）
- ・キュレーター、アーティスト、地域団体等による交流会を会期前または会期中に開催すること。
- ・はならあとサポーターの朝礼・昼礼・終礼を行うこと。
- ・町家清掃活動など、地元住民を巻き込んだ活動を開催まで積極的に行うこと。
- ・会場までの道のりには、必ず案内（捨て看板など）を設置すること。（車で来場者にも同様に案内を設置すること）

※条件を満たしているか、各地域団体に必ず確認してください。

「はならあと ぷらす」開催エリア 公募条件

[提出書類]

- ・参加表明書（別添様式1）
 - ・添付書類（別添様式2（下記の2項目について記載いただきます。）
- 1) “奈良・町家の芸術祭 はならあと 2015”を担当エリアで開催する意義・目的について
- ※意義・目的…“はならあと 2015”を何のために開催するのか、どのように「まちづくり」に活かしていくのか、具体的にご記入ください。単なるイベントではなく、継続的な「まちづくり」の一環として取り組むことが可能かどうか、協議させていただきたいと考えています。
- 2) 地域団体における“はならあと”の実施体制

[ヒアリング 及び 地域プレゼンテーション]

参加表明書と添付書類をふまえ、はならあと事務局よりヒアリング（1月下旬頃）を行い、必要に応じて役員会にてプレゼンテーション（2月上旬頃）を行っていただきます。

[コンセプト]

- ・“はならあと”に関連している主旨であること。
 - ⇒芸術的活動であること。
 - ⇒町家（歴史的建造物に特定しない。町の魅力を形成している建物すべてを指す。）で開催すること。
 - ⇒地域団体が主体となり、企画・運営していること。

[受け入れ団体の体制／運営に関する条件]

- ・応募の際に、はならあと運営スタッフ名簿を提出すること。
- ・①統括 ②アーティスト・町家オーナー対応担当 ③広報物用情報収集担当
上記、3名以上の各担当スタッフがいること。（エリア担当まちづくり団体所属でなくても良い）
- ・広報物の情報締切を責任を持って統括し、事務局と連絡をこまめに取れる体制であること。
- ・はならあと会場の展示方法やバランスの調整、アーティスト担当のサポートをするアドバイザーを一人以上配置できること。

[運営に関しての条件]

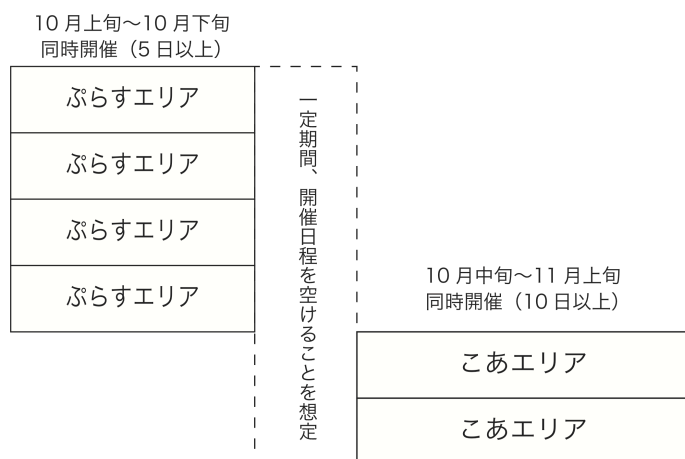
- ・外からアーティストを呼ぶ際は、必ず公募を行うこと。
- ・アーティストの受け入れ体制を整え、準備期間から開催まで丁寧なコミュニケーションを図ること。
- ・週末（金土日）に、受け入れ団体等のガイドによる「まち歩きツアー」を企画、実施すること。
（“はならあと”実施後の継続も視野にいれて企画をすること。）
- ・はならあとサポーターの朝礼・昼礼・終礼を行うこと。

[会場／開催期間／時間に関する条件]

- ・原則4つ以上“はならあと”の会場があること。
- ・実行委員会で指定する会期（下記「会期イメージ」を参照）に合わせて、5日間以上開催できると。（5日間以上開催出来る運営体制であること。）

（各エリア相談の上開催日を検討し、こあエリア、ぶらすエリアそれぞれ会期を統一する予定です。）

※会期イメージ ぶらすエリア 10月上旬～10月下旬 / こあエリア 10月中旬～11月上旬（予定）



- ・飲食店が会場になる場合を含め、原則、“はならあと”全体の開催日程及び開場時間に合わせて、全ての会場をオープンできる状況にすること。
- ・飲食店が会場になる場合、原則、飲食しなくても展示閲覧が可能であること。

[広報に関する条件]

- ・地域独自で制作する印刷物に対し、実行委員会から配布するデザインコードを守ること。
- ・ガイドマップ／ホームページ制作にあたり、事務局から指示のあった情報提出期限を必ず守ること。
（※ 期限が過ぎた場合、掲載されません。）
- ・地域独自で制作した印刷物は、最終入稿前に事務局の確認を得ること。
- ・広報物に掲載された際は、事務局まで報告を入れること。
- ・支給する捨て看板が不足した場合は地域独自で道案内を作成すること。
- ・実行委員会指定のタペストリーを会場前に設置すること。
- ・実施中の記録撮影等を行い、後日報告と共に事務局まで送付すること。

※条件を満たしているか、各地域団体に必ず確認してください。